

山梨県警察不良行為少年の補導実施要領の制定について

〔 令和 7 年 1 月 2 4 日 〕
〔 例規甲（人安サ）第 3 4 号 〕

山梨県警察不良行為少年の補導実施要領

第 1 不良行為少年の補導の目的

不良行為少年（少年警察活動規則（平成 1 4 年国家公安委員会規則第 2 0 号）第 2 条第 7 号に規定する少年をいう。以下同じ。）の補導は、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生ずるおそれがあると認められる少年について、必要な注意、助言等を行うことにより、少年の非行の防止を図り、その健全な育成に資することを目的とする。

第 2 不良行為少年の補導に当たっての基本的な心構え

不良行為少年の補導に当たっては、少年の健全な育成を期する精神と少年の特性に関する深い理解をもつとともに、関係機関・団体、少年警察ボランティアその他の関係者との協力を配意するものとする。

第 3 不良行為少年の発見時における措置

1 不良行為少年に対する注意、助言等

警察職員は、不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為の中止を促すなど必要な注意を行い、又は非行防止その他の健全育成上必要な助言等を行うものとする。

2 不良行為少年の所持する物件の措置

1 を行う場合において、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、所有者その他権利者に返還させ、保護者（少年の親権者又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該物件を所持しないよう必要な注意又は助言を行うものとする。この場合においては、山梨県少年警察の活動に関する訓令（平成 1 4 年山梨県警察本部訓令第 1 7 号）第 5 8 条に規定する少年補導票（以下、「少年補導票」という。）裏面において物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

なお、3 (1) により、学校関係者（少年の在学する学校の教員をいう。以下同じ。）又は職場関係者（少年の雇用主又はこれに代わるべき者をいう。以下

同じ。)に対する連絡を行う場合は、当該物件を学校関係者又は職場関係者へ預けさせることもできるものとする。

3 保護者等に対する連絡

- (1) 1の注意又は助言等のみでは少年の非行防止その他健全育成上十分でない
と認められる場合は、氏名、住所等の確実な特定に努め、保護者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すものとする。

なお、この場合において、当該少年の在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であり、かつ、有効であると認められるときは、学校関係者又は職場関係者に対しても連絡するよう配意するものとする。

- (2) 保護者等（保護者、学校関係者又は職場関係者をいう。以下同じ。）に対する連絡の要否は、生活安全部人身安全・少年課（以下「人身安全・少年課」という。）にあつては少年サポートセンター所長、各警察署にあつては少年警察部門の課長が判断するものとし、その連絡は、原則として少年補導職員又は少年警察部門の警察職員が行うものとする。この場合において、連絡を行う者が少年の住居地又は学校若しくは職場の所在地を管轄する警察署の警察職員でない場合は、当該区域を管轄する警察署と連携を図るものとする。

4 不良行為の種別及び態様

不良行為の種別及び態様は、別表のとおりとする。

第4 少年補導票の作成及び不良行為少年に係る報告等

警察職員は、不良行為少年（少年相談として処理するものを除く。）を発見した場合において、第3の3の連絡を行うことが必要であると認めるときは、少年補導票を作成し、所属長に速やかに報告するものとする。この場合において、生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）以外の警察本部の所属長が報告を受けたときは、当該所属長は、人身安全・少年課長に速やかに連絡するものとする。

第5 少年補導票の作成上の留意事項

補導をした少年が生徒手帳等、身分を確認できるものを所持していない場合は人定事項を確実に特定するため、次の事項を例とする措置を徹底し、正確な少年補導票の作成に留意すること。

- (1) 補導場所における情報（自転車防犯登録、車両ナンバー等）による照会を所属を通じて確実に行うこと
- (2) 現場における職務質問や事情聴取を確実に行うこと。
なお、複数人を補導する場合は、少年らを引き離して個別に聴取し、本人の人定確認を行うほか、本人から他者の人定事項についても聴取すること。
- (3) 所持品検査を徹底すること
- (4) 少年からの聴取により、人定、保護者の連絡先等が確定できない場合は、少年補導票の各欄は「不明」又は「自称」等と記載し、「連絡上の参考事項」欄に、聴取ができなかった理由や少年の態度等を詳細に記載すること。

第6 少年補導票の保管及び廃棄

1 少年補導票の保管

少年補導票は、当該少年補導票に記載された不良行為少年の住居地を管轄する警察署において保管するものとする。この場合において、少年補導票を保管すべき警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、当該少年補導票を、人身安全・少年課長を通じて当警察署を管轄する警察本部の少年担当課長に送付するものとする。

2 少年補導票の廃棄

少年補導票は次の場合に廃棄するものとする。

- ア 第3の3の連絡を行わなかったとき（連絡をする必要があると認められるが、連絡をすることができないときを除く。）。
- イ 当該少年補導票に記載された不良行為少年が20歳になったとき。
- ウ その他保管の必要がなくなったとき。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、不良行為少年の補導に関し必要な事項は、別に定める。